

鳥取県告示第 332 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、護岸と公園との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、鳥取県県土整備部河川課に備え置いて閲覧に供する。

平成 19 年 4 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 河川の名称
一級河川千代川水系湖山川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
なぎさ護岸
- 3 河川管理施設の位置
鳥取市桂見 807-1 地先から同市桂見 868-6 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
公園管理者 鳥取市長
鳥取市尚徳町 116
- 5 管理者が行う兼用工作物の管理の内容
兼用工作物の維持
- 6 管理の期間
平成 19 年 3 月 22 日からなぎさ護岸の存続する日まで